道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十七年内閣府令第七十二号)新旧対照条文

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)

2						
略)	(略)			聴力 (略) 科目	一、験条試	
	(略)	一 (略)	ルの警音器の音が聞こえるものであること。 を含む。)が一○メートルの距離で、九○デシベーでは、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力のでは、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)、牽引車免許(以下「大型特殊免許」という。)、牽引車免許(以下「大型特殊免許」という。)、牽引車免許	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動(略) 合 格 基 準	それぞれ同表の下欄に定次の表の上欄に掲げる科	改正後
2 (略)	(略)			下 (略) 科目	(適性試験) 第二十三条 自動車等 のとし、その合格基	
	(略)		<ul><li>適性試験にあつては、補徳器により補われた徳力のでは、両耳の聴力(大型免許、中型免許、普通のでは、両耳の聴力(大型免許、中型免許、普通の正式、両耳の聴力のでは、一型免許、普通のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個</li></ul>	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動(略) 合 格 基 準	基準は、それぞれ同表の下欄に定。)は、次の表の上欄に掲げる科等の運転に必要な適性についての	改正前

(傍線の部分は改正部分)